

福井市新学校給食センター整備運営事業 基本協定書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案)	1	3	1					SPCの設立	当給食センターをSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	認めません。
2	基本協定書(案)	2	3	6					SPCの設立	「※以下の例示の定めるように、事業者提案で加点事由とされた提案事項を定める」とありますが、SPC運営に際して順守べきことを確認するものであって、福井市様と書面等により新たな確認を行うこと又は何らかの書面等に記載することを求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	本項は、加点事由とされた提案事項を本項各号に追記することを想定しています。新たな書面は作成しません。
3	基本協定書(案)	2	3	6					SPCの設立	事業者提案で加点事由とされた提案事項については、事業者のノウハウ等に係るものも含むと史料されますので、選定結果に係る公表資料にはその詳細は記載されず、事業者と別途協議されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本協定書(案)	3	6	3					事業契約	「第1項の福井市議会の議決前に」はデフォルト発生の定義に含まれるのでしょうか。質問の主旨としては、第6条第4項の「事業契約の成立のいかんを問わず」の記載があるため、第6条第3項(3)の指名停止のデフォルト事由が結果的に議会議決後も課されるとも読み取れます。よって、違約金負担は事業契約成立までのデフォルト発生のみであり、当該デフォルト発生が事業契約成立以降に判明した場合も違約金を負担するという解釈で良いかご回答をお願い致します。	デフォルト発生の定義には「第1項の福井市議会の議決前に」を含みません。事業契約成立後は、第10条の規定が適用されます。よって、第10条第1項第(1)により、事業契約成立後に、市の指名停止の措置を受けた場合又は受けていたことが判明した場合、違約金は生じません。
5	基本協定書(案)	4	6	3	(2)				事業契約	福井市の議決前に第6条第3項(2)が発生したことが事業契約締結後に判明した場合は、第6条第4項に基づき違約金が請求され、第10条第2項に基づく違約金は請求されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	基本協定書(案)	4	6	3	(3)				事業契約	「指名停止」の定義をお示し下さい。	本市公式ホームページ:福井市入札の広場-規則・要領等-福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領をご確認ください。
7	基本協定書(案)	4	6	3	(3)				事業契約	「その他、事由の如何を問わず、落札者の全部又は一部が市の指名停止…喪失したとき(ただし、以下略)」とありますが、本事業に係るもの以外も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	基本協定書(案)	4	6	3	(3)				事業契約	市の指名停止措置の「但書による除外規定」の適用がある場合には、基本協定書(案)第6条第3項に規定する「デフォルト発生」には該当せず、第6条第4項及び第6条第5項のそれぞれの違約金条項の適用はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	基本協定書(案)	5	6	4					事業契約	「落札者の損害賠償債務もまた連帯債務とする」との記載がございますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けにご変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

福井市新学校給食センター整備運営事業 基本協定書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
10	基本協定書 (案)	5	6	5					事業契約	念のための確認ですが、第6条第5項の規定により、同条同項(1)～(4)に該当する場合は、結果的に本事業の落札金額並びに消費税の10分1および100分の5の合計である凡そ15%が事業者の違約金として課されるとの理解でよろしいでしょうか。違約金が凡そ15%の場合、他の案件と比較して過大であるため、違約金の低減をお願いいたします。	ご理解のとおりです。 原案のとおりとします。
11	基本協定書 (案)	6	10	2	(2)				救済措置	第10条第1項には第6条第3項(3)の市の指名停止が除かれていますが、第10条第2項(2)に第6条第3項(3)の指名停止が含まれていないことを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
12	基本協定書 (案)	6	10	4					救済措置	事業契約の定めるところによりSPCが違約金の支払いを行ったときは、市は、落札者に対し、重ねて第2項の規定による違約金を請求することができないとされておりますが、同様に、基本協定書解除により10条2項の違約金支払いを行ったとき、事業契約書(案)第66条第4項の違約金を重ねて請求することはできないという理解で宜しいでしょうか。	本項は、事業契約を解除しない場合を想定した規定です。 違約金を重複して請求する趣旨ではありません。
13	基本協定書 (案)	6	10	6					救済措置	第10条第6項(1)～(3)に定める者が本協定を解除した場合、第10条第2項(2)に該当して違約金を請求されると記載がございますが、代替企業へ交代するなどの措置により、事業継続が可能と貴市が判断された場合は、事業者には違約金支払いの義務が生じないようご再考をお願いいたします。	本条第2項において、違約金の請求は市の任意としています。 原案のとおりとします。
14	基本協定書 (案)	7	11	1					秘密保持等	「秘密情報」について定義を規定して頂くようお願い致します。また、本項に規定する「秘密情報」と事業契約書(案)74条に規定する「秘密」についてその定義が同一であれば、表記を統一して頂くようお願い致します。	本条第1項に記載のとおり、「秘密情報」とは相手方から秘密情報として受領した情報を指します。 事業契約書(案)第74条に規定する「秘密」についても同様です。 原案のとおりとします。
15	基本協定書 (案)	10	別紙1						出資者保証書	「令和元年 月 日付け」とありますが、「令和3年 月 日付け」に訂正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 基本協定締結時に、基本協定書において修正します。